

安全保障理事会議長声明

「武力紛争下の文民の保護」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年2月12日に開催された、安全保障理事会の第6917回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、武力紛争下の文民の保護に関する安保理の公約、および1265(1999)、1296(2000)、1674(2006)、1738(2006)、1894(2009)を含む全ての安保理の従前の関連諸決議、並びに女性、平和および安全保障、武力紛争下の子どもそして平和維持に関する安保理決議の全ておよび安保理議長の全ての関連諸声明の、継続したまた完全な履行に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での主要な責任並びに安保理の検討の下にある全ての事態において持続可能な平和のために努力する安保理の責務と用意を再確認する。

安全保障理事会は、武力紛争の事態における犠牲者の圧倒的多数の割合を文民が占め続けていることに安保理の深い懸念を表明する。

安全保障理事会は、関連する国際法が規定しているように、国家が文民を保護し、その領域内に居るまたその管轄権に従っている全ての個人の人権を尊重し且つ確保する主要な責任を負っていることを認識する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者が文民の保護を確保するため全ての実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認し、そして、武力紛争の当事者に対し、女性および子ども、難民、国内避難民並びに障害者や高齢者を含む具体的な脆弱性を持つ他の文民の具体的な必要性にとりわけ注意を払いつつ、文民の基本的必要性を満たすことを促す。

安全保障理事会は、武力紛争の全ての当事者が、国際人道、人権および難民の法の下で彼らに適用可能な義務を厳格に遵守するという安保理の要求をくり返し表明する。安保理は、文民の犠牲者を避けま

た一般住民を尊重しそして保護するために要求される全ての措置を講じる当事者の必要性を強調する。

安全保障理事会は、文民、とりわけ女性と子どもに関する武力紛争の影響および紛争後の状況におけるその結果に対処することを引き続き約束している。この点で、国際人道法の原則を再確認することにおいて、安全保障理事会は、文民に対する国際法のあらゆる違反、とりわけ文民を計画的な標的とすること、無差別なまたは過剰な攻撃、および政治的動機のためそして戦争の戦法としての性的暴力の使用を含む、性的およびジェンダーに基づく暴力を強く非難する。安保理は、軍と武装集団が、適用可能な国際法やこの問題に関する安保理決議を公然と無視して、武力紛争および紛争後の状況にさらされそして影響を受けた子どもたちに対する人権侵害を行うことを執拗に続けている状況について深刻な懸念を表明する。安保理は、全ての関連する当事者が直ちにこれらの人権侵害に終わりをもたらすことを要求し、彼らに国際連合と協力することを求め、そして対象を特定し且つ段階的な措置を採用する安保理の用意があることを再確認する。安保理は、国家に対し、国際法の違反や濫用の実行者が充分責任を問われることを確保することを求める。

安全保障理事会は、国際人道法および人権法の重大な違反に対する刑事責任の免除に対する安保理の強い反対を再確認し、そしてこの文脈において、刑事責任の免除を終わらせそして戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪または国際人道法の他の重大な違反に責任を有する者を徹底的に捜査し且つ起訴する国家の関連義務を遵守する国の責任を強調する。安保理は、国際人権法および人道法の重大な違反の申立を検証し且つ捜査し、そして各々の職務権限に従って説明責任および正義並びに犠牲者の保護を前に進めるために勧告を行う価値ある制度としての国際審査委員会と事実調査使節団を認識する。安保理は、ジュネーブ条約第一追加議定書の第 90 条に従って設立された国際事実調査委員会を活用する可能性を考慮する。

安保理は、刑事責任の免除に対する戦いおよび国際的に関心のある最も重大な犯罪に対する説明責任が、ローマ規程に従った国際刑事裁判所、特別および混合法廷並びに国内法廷における特別裁判部における活動とそこでのこれらの罪の訴追を通して強化されてきたことに留意し、そしてこれに関連した安保理決定の効果的なフォローアップに対する安保理の公約を表明する。安保理は、刑事責任の免除と戦うことを力強く続けることを意図しそしてまた真実および和解委員会、国の賠償計画および制度を含む正義と和解制度並びに非再発の保証を含む法的改革に最大限に注意を払う。安保理は国際人道法および人権法に違反した者を目的とする適切な措置を採用する安保理の用意があることを再確認する。

安全保障理事会は、個人の権利の侵害に対する賠償の権利に関する国際法の適用可能な規定をこれに関連して想起する。

安全保障理事会は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護するための責任に関する 2005 年世界サミット成果文書の第 138 と 139 項を含む、武力紛争下の文民の保護に関する同成果文書の関連規定を再確認する。

安全保障理事会は、国際の平和および安全に関係するその機能に一致して、安保理が紛争サイクルの全ての段階に関与したままでいようと努めていることに留意する。安全保障理事会は、武力紛争の発生を予防しそして持続可能な平和を確保するため紛争の根本原因に対処する措置を策定する方法を探求し続けることにまた留意する。安保理は、紛争の平和的解決、紛争予防およびその拡大と文民へのその影響を防止する決議の重要性を更に強調する。

安全保障理事会は、武力紛争の現在のそして現行の人的影響に懸念をもって留意しそして人口密度の高い地域の中または近くを含む、一般住民に関する武力紛争の影響を、武力紛争が終わった後でさえも続いている悪影響とともに、憂慮する。安全保障理事会は、あらゆる暴力行為および人道要員並びに平和維持要員に意図的に向けられた脅迫の他の形態を非難する。安保理は、武力紛争の当事者に対し、人道要員と救援積送品を尊重し且つ保護する国際人道法の下での彼らに適用可能な義務を遵守することおよび救援積送品、装備と要員の安全、迅速且つ妨害のない通過を促進するためあらゆる要求される措置を講じることを求める。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者に対し、文民としての医療要員の地位、施設に影響する不利な行動を取らないことを条件に、彼らを尊重しまた保護し、そして攻撃すること並びに医療に係わる社会資本を戦闘に使用することを慎み国際人道法の下での義務を遵守することを求める。安保理は、医療要員が、その任務の遂行のためあらゆる利用可能な援助を享受されることを更に促す。

安全保障理事会は、学校に対する攻撃の激しさと回数、教師および学校に関係した他の保護された人に対する脅威と攻撃、並びに軍事目的のための学校の使用そして学生の安全と教育への彼らの利用権に関するそのような攻撃の著しい影響について深い懸念を表明する。安保理は、武力紛争の全ての当事者

に対し、そのような実行に終わりをもたらしことおよび教師並びに学校に関連した他の保護された人々に対する攻撃を、彼らが自らの文民の地位に悪く影響する行動を取らない場合、慎むことを求める。

安全保障理事会は、武力紛争においてジャーナリスト、メディアの専門家と関連要員に対する暴力行為、とりわけ国際人道法に違反した計画的な攻撃について深い懸念を表明し、そして武力紛争の全ての当事者に対し、そのような実行に終わりをもたらしことを求める。安全保障理事会は、これに関連して、武力紛争地区において危険な専門的任務に従事しているジャーナリスト、メディアの専門家と関連要員は、自らの文民の地位に悪く影響する行動を取らない場合、文民として考慮されるものとする事およびそのようなものとして尊敬されまた保護されるものとする事を想起する。安全保障理事会は、武力紛争の全ての当事者が、ジャーナリスト、メディアの専門家と関連要員を含む、武力紛争下の文民の保護に関連した国際法の下で彼らに適用可能な義務を十分に遵守するという安保理の要求を想起する。

安全保障理事会は、国際連合人道機関および国内と国際の機関による、人間性、中立性、不偏性および独立の人道原則そして人道支援の指導原則に従った、困っている人々への安全且つ妨害のない接近は、人道援助の効果的な提供の必要条件であることをくり返し表明する。安全保障理事会は、国際人道法の尊重を確保することを目的とした活動を含む人道的目的のための、全ての武力紛争の当事者との人道機関による、首尾一貫した関与の必要性を認識している。安保理は、現場の文民に迅速な支援をより良く提供するため、人道支援要員および物資のための簡略化され且つ促進された手続を確保する必要性を強調する。安保理は、人道的接近に関する制約の組織的監視と分析の重要性をまた強調する。

安全保障理事会は、外国による占領の影響を受けた文民の必要性を認識した、これに関連して、国際人道法に完全に遵守する占領権力の責任を更に強調する。

安全保障理事会は、難民および国内避難民に関する重大な影響を認識する。安保理は、自発的な安全、威厳ある且つ持続可能な帰還、再定住または、適切な場合には、地域的な社会復帰を含む、難民および国内避難民の永続的な解決のために共に活動する全ての関係者の必要性を強調する。

安全保障理事会は、保護の道具としてまた難民に対する人道援助の提供と分配のための必要性の数量化と評価に対する手段として登録の重要性をまた認識する。更に、安全保障理事会は、全ての関係者に対し、文民と難民キャンプの人道的性格を含む、難民法の下での難民保護と義務の原則の尊重を確保す

る適切なまた必要な措置を講じることを求める。

安全保障理事会は、平和維持活動の実施を確保するため、文民保護の職務権限を伴ったその必要性を強調し、また、全ての活動部門と指揮系統の全てのレベルが、活動の保護任務とその関連責任を適切に通知されまたそれに関与することを確保する目的で、活動の上級指導者による継続的且つ更なる関与の重要性を強調する。安全保障理事会は、平和維持活動における強力な指導者の必要性を認識し、そして平和維持活動における文民保護に関連した問題に関して国連と地域的そして、適切な場合には、準地域的機関との間の更なる調整を奨励する。

安全保障理事会は、文民保護の職務権限を伴った平和維持活動が、受け入れ国、地方当局、部隊および警察提供国並びに他の関連する関係者と協議して、包括的な任務実行計画および緊急対処計画に編入のため、任務全体の保護戦略を策定することを確保することの重要性を強調する。安保理は、任務全体の戦略を策定するために創造された道具の最も広範囲にわたる可能な普及を確保することの重要性を強調し、そして任務の報告が、現場での経験に基づいた、文民保護におけるその使用と効果に関する情報並びに必要な更新と改定に関する勧告を含むことを要請する。安保理は、受け入れ政府当局、市民社会および一般住民並びに人道関係者と国際連合平和維持活動との効果的な相互作業と調整が、その各々のそして包括的な保護対応を改善することまた強化することによって不可欠であることをまた強調する。これに関連して安保理は、国連平和維持活動内および国連平和維持活動と政治活動との間の両方の効果的な相互作用および適切な場合には調整の重要性を強調する。安保理は、概念的枠組の入念な作成、資源と能力の必要条件の概要作成そして文民保護職務権限の実施のための運用道具の策定において、事務総長が行った進展を歓迎する。この文脈において安保理は、国際連合活動の職務権限において適切な場合には、ジェンダー助言者、女性保護助言者そして子ども保護助言者の任命を含む、女性と子どもの保護に関する規定を含むことの重要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国連平和維持および他の関連活動の職務権限が、文民保護に関する規定を、適切な場合そして個別の案件に応じて、含むことを確保しているその実行を再確認し、負託された保護活動が、職務権限の実施において、情報および機密情報の資源を含む、利用可能な能力と資源の利用についての決定において、優先権が与えられなければならないことを強調し、そして負託された場合には、文民保護が、全ての関連する任務部門からの調整された反応を要求していることを認識する。

安全保障理事会は、武力紛争下の文民を保護する進展について組織的に監視することおよび報告することの必要性を認識する。安保理は、平和維持の職務権限の実施においてなされた進展を計測し且つ再検討するための、適切な場合には、任務の具体的な達成目標を要求している安保理の実行を再確認しそしてこれに関連して任務の移行の文脈における明確な任務の具体的達成目標の重要性を強調する。

安全保障理事会は、とりわけ平和維持の職務権限に関する審議中に、主要な保護問題についての改善された分析と診断のための基礎を提供する現実的な道具として文民保護に関する覚書（S/PRST/2010/25）の重要性をくり返し表明しそして各紛争状況の特有の事情を考慮しつつ、より定期的且つ一貫した原則でそこに定められた対処方法を実施する必要性を強調する。

安全保障理事会は 2012 年 5 月 22 日の武力紛争下の文民の保護に関する事務総長報告書 S/2012/376 とそこで為された勧告に留意し、そして事務総長に対し、文民を保護するその職務権限を実施するため平和維持活動により取られた具体的な措置の評価およびその措置の影響を含む、次の報告書を、2013 年 11 月 15 日までに提出することをそしてその後 18 か月毎に提出されるべき報告書を要請する。